



国民年金からのお知らせ

○新成人のみなさんへ【20歳になったら国民年金】

国民年金は、高齢になったときだけでなく、病気や事故で障がいの状態になったときや家族の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えでつくられた仕組みです。国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの方の加入が義務付けられています。

よくあるご質問

Q. 国民年金の加入手続きは、いつどのように行うの？

A. 20歳になってから、概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」の書類が郵送されますので、ご確認いただければ加入の手続きは不要となります。また、後日「年金手帳」も郵送されます。「年金手帳」は、年金の加入記録の確認や将来年金を受け取る際に必要になりますので、大切に保管してください。

Q. 学生でも加入しなければいけないの？

A. 学生の方であっても、20歳になった時点で国民年金加入となります。
なお、学生の方は所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができますので、申請を希望される方は学生である証明書類を持参の上、申請先に提出してください。

Q. 納付が猶予された保険料はどうなるの？

A. 「学生納付特例制度」の承認を受けている期間は、老齢年金を受給するために必要な期間に含まれますが、老齢年金額の計算対象期間には含まれません。ただし、承認を受けた期間から10年以内であれば、猶予された保険料を古い期間から順に納めること（追納）ができますので、将来の老齢年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

※「年金手帳」は、20歳になる前から厚生年金に加入していた方およびその配偶者、障害・遺族年金を受給している方には郵送されませんのでご注意ください。

※追納するためには申込みが必要ですので、お近くの年金事務所に問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては下記連絡先までお問い合わせ願います。

申請・問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎21-2120



福祉灯油の申請を受付中です！

冬期間の生活を支援するため、余市町福祉灯油助成事業を実施し対象となる世帯に灯油等の購入に係る費用の一部を助成します。

●**対象世帯** 令和4年1月1日現在（基準日）において、余市町に住所があり在宅している、次の①～③のいずれかに該当する**令和3年度市町村民税が非課税の世帯**。

- ① 独居高齢者世帯（満70歳以上、生活保護世帯を含む）
- ② 重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）
- ③ ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）

●**助成金額** 1世帯につき1万円を助成します

●**受付期間** 2月28日（月）まで《受付時間は土・日・祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで》

●**受付場所** 余市町役場1階 福祉灯油受付窓口（正面玄関右側）

※郵送での申請、または代理人（民生委員等）による申請も受け付けます。

【申請の詳細は、広報よいち12月号折り込みチラシ及び町ホームページに掲載しています。】

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120